

元気な企業をつくる!

*the Heartful*

OAG

Vol. 175

2019年11月号

2019年10月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬  
「考えていてぶつかる事故 考えていないでぶつかる事故」
- 03 『インド海外進出セミナー』を開催します  
『女性のための らくらく相続<sup>®</sup>セミナー』を追加開催します
- 04 軽減税率開始!  
根拠を持って軽減税率の判定をしよう!  
OAG税理士法人 法人税部 二瓶翔太
- 06 資産トータルサービス部部長の奥田が日経MOOKと月刊『会計人コース』の制作に  
協力しました
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定







## 「考えていてぶつかる事故 考えていないでぶつかる事故」

OAGグループ代表  
太田 孝昭

企業経営に、画一的な処方箋はありません。経営者が100人いれば100通り、1,000人いれば1,000通りの経営があります。

経営は千差万別でも、日常は平凡です。会社に行けば、スタッフが真面目に仕事をしているし、お客様も待っています。それをなんとかこなしていると、1年が経ち、2年が経ってしまうのが実感です。しかし、企業経営にとって、このような漫然とした時間の流れは危険です。

経営者の多くは、危機(ピンチ)には強い人です。危機(ピンチ)は、ある意味で会社が丸にもなります。それはそれで大事なことはあるのですが、本当の危機はピンチの顔をしてやって来てはくれません。本当の危機は、分からないんです。だから、漫然とした日々(ある意味平穏な日々)こそが危険なんです。

しかし、ひるんだり、おびえたりしたら最悪です。見えない陰におびえるのは最々悪です。企業経営は楽観的でなければ、成長しません。社員が伸び伸び働いていない会社は、成長しません。

けれども、危機の萌芽は常にあります。そこで、我々は日常の中に危機が潜んでいると強く自覚すべきです。すると、センサーが伸びてきて、危機を察知できる可能性が高くなります。察知できなくても、武道でいう「構え」が出来てきます。

「構え」が出来ていると、小事故で終わることができるのです。冒頭のタイトルに当てはめると、「考えていてぶつかる事故」は『小さい』、「考えていないでぶつかる事故」は『大きい』となる訳です。

企業経営者の仕事で大事なことの一つは、「見えない危機を感じる能力」です。周りを見渡して下さい。そんな知人(経営者)が、きっと居るはずですよ。生き抜いて発展させるということは、そんなことなのかなと自問自答しています。



## 『インド海外進出セミナー』を開催します

インドのGDPは20年間で6倍の2兆7,260億ドル(2018年)になり、今年の経済成長率は中国を上回る7.4%が見込まれています。その結果、2020年にはフランスやイギリスを上回り、世界第5位の経済大国になる見通しです。国連の人口予測によると、2027年にインドの人口は中国を抜いて世界一になるなど、かつての日本の高度成長が日本の10倍以上の規模で再現されようとしています。

在インド日本大使館の調査では、2018年10月現在の日系企業数は1,441社、拠点数は5,102カ所で、企業数も拠点数も急増し続けています。こうした近未来の巨大市場に進出するタイミングを逃さないためには、信頼できる情報と詳細な事前調査が不可欠です。

そこで、弊社が提携しているインドの有力な会計事務所、アショーク・マヘシュワリー・アンド・アソシエイツと協力して『インド海外進出セミナー』を開催することに致しました。アショーク社は長年に渡って日系企業の進出をサポートし、その知見はインドの現実を知る上でとても貴重です。インド進出にご興味のある方は、ぜひこの機会をご活用ください。

### 『インド海外進出セミナー』

- 日時 11月14日(木) 15:30~17:00 (受付 15:00 ~)
- 会場 OAG 税理士法人 セミナールーム (東京都千代田区五番町 6-2 ホームマートホライゾン7 階)
- 交通 JR・地下鉄「市ヶ谷駅」徒歩 3分

#### 【セミナー内容】

- ① インドの基本情報
- ② インドでの会社設立および合併、合併
- ③ インドの税制および公的なコスト、現地での雇用に関する情報
- ④ インドに進出している日本企業の成功例・失敗例等
- ⑤ インドにおけるマーケットのニーズ
- ⑥ 日本における税制面の注意点
- ⑦ Q&Aおよび個別相談会

※セミナーは日本語で行います

#### 【講師】

- ▶ **バス・アビブライ氏**  
インドの会計事務所アショーク・マヘシュワリー・アンド・アソシエイツのパートナーであり、ジャパンデスクの責任者。日本国内の大学を卒業後、日系企業勤務を経て、現在はキャリアを活かし、数々の日本企業のインド進出をサポートしている。
- ▶ **中山正幸 (OAG 税理士法人 法人税部・税理士)**  
国税局調査部国際調査課等で大規模内国法人や外国法人の調査事務に従事した後、2016年7月OAG 税理士法人入社。企業の国際税務等の税務相談を中心に活動している。

- お問い合わせ先 OAG 税理士法人 法人税部 ☎03-3237-7530 ✉kawori\_miokawa@oag-tax.co.jp (担当：みおかわ 澤川)

大好評につき  
2日間追加!

## 『女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー』を追加開催します

女性税理士による『女性のための らくらく相続<sup>®</sup>セミナー』が大変な好評をいただいています。毎回、参加希望者が多く、すべての方々のご要望にお応えすることができないことから、急遽2日間の追加開催を決定致しました! 11月11日(月)に成城ホール、12日(火)に調布市文化会館で開催致します。相続法の大改正によって、配偶者の居住権の保護など、女性ならではの相続問題に改めて注目が集まっています。セミナーでは、相続における実務上の注意点や相続税を中心とした事前対策、心構えなどを弊社の女性税理士が女性目線で詳しく解説致します。今年度最後の貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。

### 『女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー』

- 日時 11月11日(月) 13:30~15:30 (開場 13:15)
- 会場 成城ホール (東京都世田谷区成城 6-2-1)
- 会場 小田急線「成城学園前」徒歩 4分
- 日時 11月12日(火) 13:30~15:30 (開場 13:15)
- 会場 調布市文化会館 (東京都調布市小島町 2-33-1)
- 会場 京王線「調布駅」広場口徒歩 3分

#### 講師

- ▶ 新庄百恵 (OAG 税理士法人 税理士)
- ▶ 木村美砂 (OAG 税理士法人 税理士)

#### セミナー内容

- 第1部 家族が亡くなってからやるべき相続手続きのこと
- 第2部 相続税と相続対策のきほん

#### お申し込み先

お電話の方 そうぞくくない ☎0120-39-9171 (OAG 税理士法人 東京ウエスト) ※平日9:00~17:00

Webの方 [東京ウエスト 税 検索](#) ▶▶▶ ホームページ右上の [お申し込みフォーム](#) からお申し込みください

## 軽減税率開始!

# 根拠を持って軽減税率の判定をしよう!

OAG税理士法人 法人税部 二瓶翔太

10月1日から、消費税が8%から10%に引き上げられました。今回の増税では、税率の変更だけでなく軽減税率も合わせて導入されています。既に、いろいろなニュースなどを通じて軽減税率の適用の有無についてはご存じでしょうが、根拠が曖昧なまま解説しているニュースも多く、実際の取り引きでは仕訳に悩まれている方も多いのではないのでしょうか。本稿では軽減税率の条文に基づきながら、応用の効く知識を紹介してまいります。

## 軽減税率の根拠条文を分かりやすく解説すると…

まずは、軽減税率についての根拠条文をご紹介します。

消費税法 第2条9項2号 定義

軽減対象課税資産の譲渡等

課税資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものをいう。

別表第1

- 一 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第1の2において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)
  - イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)
  - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)
- 二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(一週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡

(注:誌面の都合上、一体資産・新聞等の軽減税率の取り扱いについては省略しております)

上記が軽減税率の対象となる資産の根拠条文です。難解な言葉が並んでいますが、細かい定義等を飛ばして、分かりやすい言葉で下記にまとめてみました。こちらを使って、考えていきたいと思えます。

別表第1を分かりやすく言い換えると、以下の内容になります。

- 一 飲食料品は、基本的には軽減税率の対象となるよ。←
- だけど、酒類と医薬品、医薬部外品は軽減税率の対象外。←
- 他にも、イ・ロをみてね。
  - イ お店が提供している飲食用のスペースで飲食したら軽減税率の対象外。←
  - だけど、テイクアウトだったら軽減税率の対象となるよ。
  - ロ ケータリングは、軽減税率の対象外。←
  - だけど、老人ホームや小学校・中学校の給食は軽減税率の対象となるよ。

### 《フィルター》

- ① 飲食料品以外は対象外
- ② 酒類と医薬品、医薬部外品は対象外
- ③ 店内飲食は対象外
- ④ ケータリング等は対象外

軽減税率の対象になるか否かの判断は、以下のフィルターを4枚通して考えていきましょう。

### フィルター① 飲食料品以外は対象外

▶最初にイメージしていただくのは、全ての飲食料品です。スタートラインは、「口に入るもの全て」とお考え下さい。

### フィルター② 酒類と医薬品、医薬部外品は対象外

▶飲食料品のうち、酒類(アルコール分1度以上の飲料)は、軽減税率の対象外となります。

例えば、みりんアルコール分が1度以上あるものについてはフィルターに引っかかるため、軽減税率の対象外となります。

一方で、みりん風調味料でアルコール分が1度未満のものについては酒類に該当しないため、フィルターを通過します。

▶医薬品、医薬部外品とは、厚生労働省が指定するもので、該当すればその旨が商品に記載され、軽減税率の対象外です。

例えば、「リポビタミンD」は医薬部外品なのでフィルターに引っかかり、軽減税率の対象外ですが、「オロナミンC」は清涼飲料水なので、フィルターを通過します。

### フィルター③ 店内飲食は対象外

▶店内飲食とは、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所で飲食することをいいます。店内飲食する場合には、軽減税率の対象外です。

例えば、コーヒーショップでサンドイッチとコーヒーを買い店内で飲食した場合はフィルターに引っかかり、軽減税率の対象外です。一方、同じコーヒーショップでサンドイッチとコーヒーを買い会社や自宅で飲食した場合は、フィルターを通過します。

### フィルター④ ケータリング等は対象外

▶ケータリング等とは、お客さまの指定した場所で調理し、食品を提供する行為をいいます。ケータリング等に該当する場合には、軽減税率の対象外です。

例えば、寿司職人を呼んで会社のパーティーを行った場合などはフィルターに引っかかり、軽減税率の対象外です。

一方、老人ホームで提供される食事や一定の金額のものや義務教育の給食で一定の食事はケータリング等の範囲から外れるため、フィルターを通過します。

## 軽減税率の適用Q&A

Q1 保冷用の氷を買って、自宅で保冷用として使ったら？

A1 軽減税率の対象外です。

《解説》そもそも飲食料品ではないため、フィルター①に引っかかり、対象外です。但し、飲食料用の氷を買って自宅で食べた場合は、フィルター①、②、③、④を通過して、対象になります。

Q2 「甘酒」を買って、自宅で飲んだら？

A2 軽減税率の対象です。

《解説》「甘酒」は飲食料品で、アルコール分が1度未満なので酒類に該当せず、フィルター①、②を通過します。また、自宅で飲むため、フィルター③、④も通過して、対象になります。

Q3 コンビニで「レッドブル」を購入して、イートインスペースで飲んだら？

A3 軽減税率の対象外です。

《解説》「レッドブル」は飲食料品で、酒類に該当せず、フィルター①、②は通過しますが、イートインスペースで飲むと店内飲食に該当するため、フィルター③に引っかかり、対象外です。

〈ここから応用編！〉

Q4 コーヒーショップで生豆を購入して、事務所でドリップして飲んだら？

A4 軽減税率の対象です。

《解説》生豆は食品表示法上、食品に含まれるため、フィルター①、②を通過します。また、店内飲食には該当しませんので、フィルター③、④も通過して、対象になります。

Q5 特定保健用食品・栄養機能食品を購入して、自宅で飲んだら？

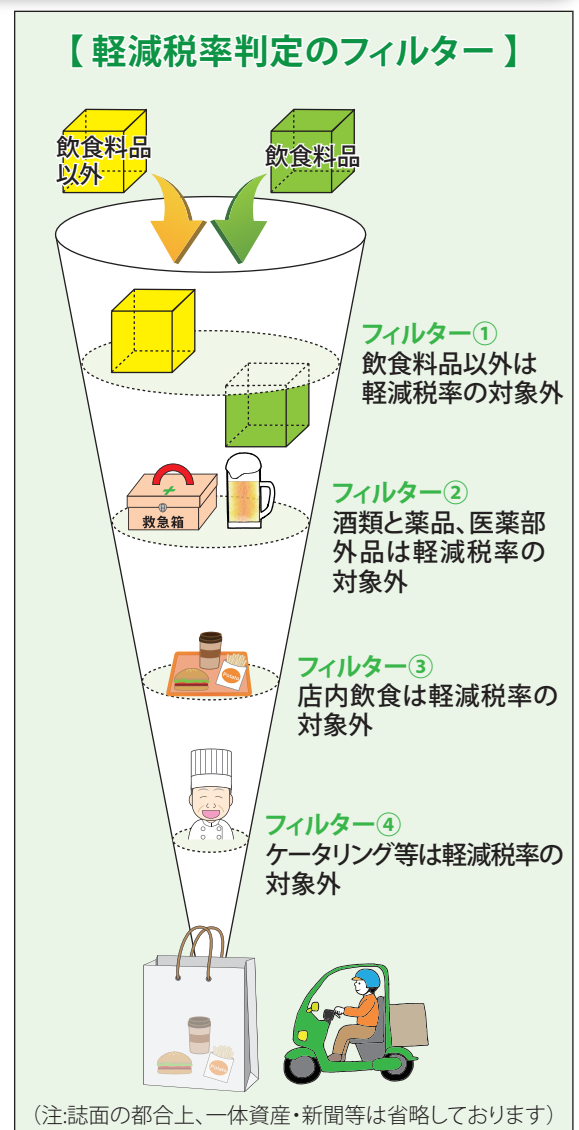
A5 軽減税率の対象です。

《解説》特定保健用食品・栄養機能食品は医薬品・医薬部外品には該当しないため、フィルター①、②を通過します。また、店内飲食にも該当しないため、フィルター③、④も通過して、対象になります。

Q6 宅配ピザを注文したら？

A6 軽減税率の対象です。

《解説》ピザは飲食料品のため、フィルター①、②を通過します。また、店内飲食に該当しないため、フィルター③、④も通過して、対象になります。



このようにフィルターを通して考えていただければ、軽減税率の対象か否かを判断する際の参考になるかと思えます。それでも判断に迷われる場合には、ご遠慮無く弊社担当者にお尋ねください。

## 《消費税増税・軽減税率への対応を万全にサポートします》

消費税増税・軽減税率への対応は、経験豊富なOAG税理士法人にお任せください。スムーズな仕訳と納税を万全にサポート致します。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 法人税部

☎ 03-3237-7530



## 資産トータルサービス部部長の奥田が 日経MOOKと月刊『会計人コース』の制作に協力しました

資産トータルサービス部部長の奥田周年が、日経MOOK『相続&事業承継プロフェッショナル名鑑』と月刊『会計人コース』から情報提供のご依頼をいただきました。日経MOOKには、税制改正等に関するご質問にお答えし、『会計人コース』には、税理士としての心構えなどについて寄稿致しました。記事中には弊社のノウハウも凝縮されておりますので、ぜひご一読ください。



### 日経MOOK 『相続 & 事業承継プロフェッショナル名鑑』 2020年版

- 日本経済新聞出版社／刊
- 2,200円（税込）

## 2019年度税制改正の留意点を解説

今回の取材依頼は、巻頭特集「まだある！ 相続・贈与に関連する見直し 2019年度の税制改正」と相続や事業承継における税務・会計のプロが果たす役割を紹介する「税理士・会計士」に対するものでした。

巻頭特集では、①「『小規模宅地等の特例』の厳格化でついに事業用宅地にも制限が!」、②「『教育資金の一括贈与』等の制度は期限延長だが、要件は厳しくなった」、③「『個人事業者の事業承継税制』の創設。小規模宅地等の特例との選択になる」の3つのテーマで、今年度の税制改正のポイントを解説しています。今回の要件の厳格化は、過度な節税の防止が目的で、特例を受けるための注意点が分かりやすくまとめられています。

「税理士・会計士」では、①「相続税の申告・納付、事業承継の相談先」、②「相続 & 事業承継での税理士、会計士の支援」、③「これから始める相続対策とその注意点を押さえておこう」という3つの視点から、税理士・会計士に依頼するメリットや手続きの実務を紹介しています。

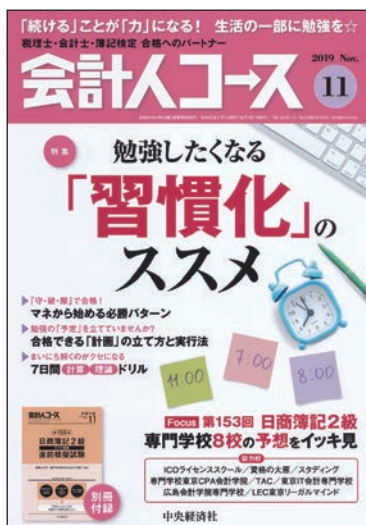
いずれの記事も相続や事業承継をスムーズに行うための論点整理に役立ちますので、ご活用ください。

## 税務のプロに必要な多面的な思考

『会計人コース』は、税理士、公認会計士、簿記検定試験などの会計分野で資格取得を目指す方々に向けた情報誌です。創刊以来、半世紀以上の歴史を誇り、多くの会計人が受験前に熟読してきました。

寄稿の中で、奥田は「接する案件とお客様が多ければ多いほど、対応力が身につきます」と語りかけ、経験から学ぶことの重要性を指摘しました。実際に、弊社の扱う相続案件は業界有数の件数であり、税理士個人だけでなく、チームとしてのノウハウの蓄積に大いに役立っています。

また、「法人税」「所得税」「相続税」は「国税三法」と呼ばれる税の基本中の基本ですが、各税目を有機的に連携させなければ、最適な税務ができません。例えば、個人の不動産活用に当たっては、資産管理会社を設立した方がいいのか等々、将来の相続税まで見据えた対応が必要です。複数の税目を常に念頭に置きながら、最大のメリットを生む方法をお客様や司法書士、弁護士の先生方と共に考えていくこと。今回の寄稿では、その心構えが大切なことを簡潔にお伝えしています。



### 『会計人コース』 2019年11月号

- 中央経済社グループパブリッシング／刊
- 1,815円（税込）

# 私の Off-Time

## 「夏の思い出」

(株)OAGコンサルティング アセットマネジメント事業部 高川亮恵

初めて野外フェスに行ったのは、今から十数年前のことです。どちらかといえばインドア派で、出掛けることもあまり好きではありませんでした。もちろん、野外フェスにも興味は無かったのですが、友人に誘われて、実家のある茨城県で毎年開催されている『ROCK IN JAPAN FESTIVAL』（ロックン）に行くことになりました。

帰省のついでという軽い気持ちでしたが、開演前は猛暑の中、戸外で待ち続けなければならないという、まるで罰ゲームのような感覚でした。「もう二度とフェスには来ない!」と心の中で友人を恨んでいたのですが、そんな辛かった記憶も帰る頃にはすっかり“ロックフェスハイ”になっていたのか、楽しかった思い出ばかりが胸に残っています。

色々な音楽に出会える喜びと、広大な自然の中で浴びるように音楽を楽しむという非日常的な感覚に取りつかれてしまい、そこからは更にレベルアップしたくなって、『FUJI ROCK FESTIVAL』（フジロック）へ。世界中の有名なミュージシャンが集まる日本最大級のロックフェスですが、初めて行った時にはロックンとは比べものにならない程の大変さでした。雨に降られて、軽い装備で行った私達は、ずぶ濡れになり、震えながらステージを見ていました。「来年はもっとちゃんとした道具を用意して挑もう」と心に決めて、初フジロックを終えました。ところが、翌年は万全の雨対策をして行ったのに、雨は降らず。快適に過ごせるといふ期待は見事に裏切られ、乾いた土が舞い上がり、土ぼこり地獄を味わうはめになってしまいました。

毎回、何かしらの苦痛を味わっているのに、自分達の想像を上回る何かがいつもあって、次はどんな事が起こるのか、ワクワクしてしまいます。それが、どんどんはまっていく大きな理由なのかもしれません。

残念ながら、ここ数年は足が遠のいています。気軽に楽しめるフェスも増えているので、またそこから再開してみようかなと思っています。



## 本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

**ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500**



## 《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
11月11日(月)	女性のためのらくらく相続 <sup>®</sup> セミナー	成城ホール集会室B(小田急線成城学園前徒歩4分)
11月12日(火)	女性のためのらくらく相続 <sup>®</sup> セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)
11月14日(木)	インド海外進出セミナー	OAG税理士法人7階セミナールーム(JR-地下鉄市ヶ谷駅徒歩3分)
11月22日(金)	経営会計セミナー	グランフロント大阪タワーB34階アイルセミナールーム(JR大阪駅アトリウム広場徒歩4分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

今年も大型台風がいくつも襲ってきました。台風15号による千葉県の住宅被害は、少なくとも2万戸を超えたようです。そして復旧する間も無く、過去最大級の台風19号や集中豪雨が次々に首都圏を直撃して、各地で洪水などを引き起こし、想定外の災害になってしまいました。被災された皆様には、心からのお見舞いを申し上げます。昨今の異常気象には、やはり地球温暖化が影響しているのでしょうか。国連では「気候行動サミット」に、スウェーデンの若い環境活動家が出席して、各国の首脳らを前に温暖化対策を訴えました。怒りで声を震わせながら、地球の将来に対する行動を求める16歳の彼女の言葉には、我々一人ひとりが行動して、子供たちの未来を明るくしなければならぬと痛感せずにはいられません。ステーキを毎日食べたいと言った政治家への批判もありましたが、食を守りながら、農業から排出される二酸化炭素の問題をどうやって解決するのかまで、ぜひ議論してほしいものです。巨大台風を目の当たりにして、残された時間はそんなにも感じていません。「牛」つながりで思い出したのですが、今年も9月に向島の牛嶋神社のお祭りが、盛大に執り行われました。昨年10月の台風で倒壊した「三つ鳥居」が立派に再建され、相次ぐ台風にも耐えて例年通りお神輿を迎えました。愛犬が腎臓病になってから1年半、早朝散歩でほぼ毎日「撫で牛」像にお参りして腎臓を撫でた御利益で、今年まで生き延びたと思っています。愛犬が旅立った後、しばらく途絶えていた早朝散歩を再開して、愛犬の御礼参りと今度は自分の悪い所が良くなるよう「撫で牛」に祈願している今日この頃です。

### <編集後記>

台風が厳しい残暑も一緒に連れ去ってくれたのでしょうか、一気に涼しさが増して、日没も早まってきました。皆様、秋の夜長をどのようにお過ごしですか？ 古来から「読書の秋」といわれているように、秋冷の季節は身も心も冴えて、読書にとっても適しています。特に「灯火親しむべし」の言葉通り、秋の夜長は本を読む時間がたっぷり取れるのでお勧めです。集中して本を読み込むことで、新しい知見が得られたり、物語の中に入り込んで想像の世界が大きく膨らんだり、感受性や表現力が豊かになったりします。日本では、毎年10月27日から11月9日までの2週間が「読書週間」です。書店等ではさまざまなイベントが開催されますので、普段は多忙に紛れてあまり本を読まれない方も、書店に足を伸ばされて、秋の夜長にのんびりと読書を楽しまれてはいかがでしょうか。(た)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング  
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング  
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル  
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報